

現代会計の見方・考え方

第5回 インフォームド・コンセントとフィテュジャリー — 医者患者関係と現代会計 —

駒澤大学教授 石川 純治

今回は幾分余談めいた話から始める。とはいえ、今回のテーマは前回の議論(「会社とは何か」と会計)と密接に関わっている。日々営為の人間の生の関係から会計のあり方を見てみると、会計もぐっと生きたものに見えてくる。後述するように、会計は本来そうした関係その基礎にしているからである。

インフォームド・コンセントの問題性

世田谷の特養医師石飛孝三氏の『「平穩死」という選択』(幻冬舎)という本がある。昨年読んだ本のなかでも飛び切り気に入っている。というのも、筆者もすでに還暦を過ぎ、高齢者になりつつある現実をしっかりと見据えて生きていかねばならないだけに、この本はいろいろな点で考えさせられるからである。

さて、その幾分唐突な話から始めたのにはわけがある。すなわち、そのなかの次の一節を読んだとき、はっと気づいたことがある。それは前回のテーマに通じる。多少長くなるが引用しよう。

「私はどうもインフォームド・コンセントに馴染めません。その根底に、うまくいかなかった場合に具える弁解、自己保身がつきまとうように思えてならないのです。本来は、じゅうぶんに患者に情報を提供して、患者が自分で判断できる条件を整えてあげるのが狙いであること

を私も承知はしていますが、実際には、医療者と一般の方との情報量には大変な違いがあります」(同書132-133頁、傍点は石川)。

ここで、医者会社経営者(取締役)、患者を株主(投資者)、情報を会計情報、と読み替えてみよう。すると、前回のテーマ(2つの会計の基礎とあり方の相違)に通じてくる。そして、続けて次のように述べている。ここが実は重要なところである。

「結局、一方通行な面を否定できないのが現実です。医療をする側は誠意をもって尽くすしかない。患者側はその誠意を信頼して任せるしかないのです。肝腎なのは治療の技術、内容を、医師側がどれだけ誠意をもって行うか、なのです。…ただ、インフォームド・コンセントという手順を踏んだかどうかではないのです。何をしたかではないのです。どうしたかなのです」(同書133頁、傍点は石川)。

まさに、ここでの医者患者間の関係が後述の会計の本来的なあり方と関わる(補注1)。

「エクイティ」の語源と衡平法

会計の役割は、大きくは「意思決定会計」と「利害調整会計」の2つがあるとされる。今日、前者の投資家の意思決定(投資判断)に役立つ会計が主流になっているが、後者の会計もきわめ

で重要である。それは「エクイティ・アカウントイング」ともいわれるように、「エクイティ」という用語が鍵概念になる。

エクイティは会計でもおなじみだが、その語源まで遡った理解が大切である。すなわち、辞書でequityをひくと、①公平、公正、②衡平法(慣習法の欠点を公正と正義で補う英米法によるさばき)、③株式、株主持分、といった訳がでてくる。③の「持分」が会計上の意味だが、それが実は①と②につながっている(特に②の衡平法)。ここが重要なところである。

このエクイティという概念を知るには、イギリス法の歴史の知識が必要になる。ここでは詳しくは触れないが、もともとエクイティは中世においてコモンローでは救済されない争いであっても、正義と衡平の見地から、不正義を救済する必要性の認識からでてきた。重要なのは、中世の土地使用における委託者ないし受益者(領主)と受託者との「信認(fiduciary)」の関係である。そして、受託者が受益者のため約束を守らない場合、コモンローではエクイティの考え方が存在せず、救済できなかつたのである。

そのエクイティ概念には会計のあり方に関わる重要な点がある。1つは前回の「所有」の二重性(1階の所有と2階の所有)での1階(会社=ヒト)の所有(会社→財産)であり、もう1つはここでの「信認」(信任)という関係である。

契約と信認—自己責任と依存

信認関係で重要な点は、今日の個人主義に基づく自由な「契約」とは異質な関係であるという点である。契約は対等な個人間の自由意思に基づくが、信認は対等ではなく依存(あるいは互助)の関係であり、しかも受託者は高度の忠実義務(最高度の信義誠実を尽くす責任)を負う関係である。この関係に根ざす会計のあり方が受託者責任の会計であり、今日のコーポレートガ

バナンスの一環としての会計に通じる。もともとエクイティの基礎に、信頼、良心、正義、公平があるという点が重要である(補注2)。

さらに言えば、契約と信認はいくつかの基本点で異なる。対比的に示せば、「契約」の基礎に①個人主義、②不信、③市場機能の重視(市場原理)、④対等な関係があるといえ、**「信認」**には①共同体の役割、②信頼、③非市場的役割(国家などの公的介入)、④依存(互助)の関係といった基礎がある。前者の基礎には私的自治(自由契約)と自己責任があり、情報開示はその自己責任とセットといえる。ここが後述する現代会計の見方にとって重要である(補注3)。

そして、同じく「公正」といっても、fairでの公正とequityやfiduciaryでの公正とはその土壌を同じくしない。金融ビッグバンの3原則「フリー、フェア、グローバル」での「フェア」は前者の場での公正であるといえる(fairはもともと「市場」に通じている)。金商法上の市場公正と会社法での取締役の責任(信認の受託責任)からでてくる公正概念とは同じでないのである。

2つの会計のあり方—現代会計への視点

ここで話を先の医者患者関係に戻そう。重要なことは、「患者側はその誠意を信頼して任せられない」は、まさに(対等ではなく)「依存」の関係であり、契約での自己責任とは異質であるという点である。また医者側では、「医療をする側は誠意をもって尽くす」という点、つまり高度の忠実義務を負う(最高度の信義誠実を尽くす)という点が重要な点である。

この医者患者関係のあり方は現代の会計の見方に通じる。すなわち、証券市場を中核におく投資家のための会計(2階の会計)では、情報開示と自己責任がその基礎にある。これは先にみたインフォームド・コンセントのあり方にも通じる。これに対し、経営者(医者)の高度な忠実

義務に根ざした会計のあり方(1階の会計)は、先にみたフィデューシャリーの関係に通じる。

重要な点は、証券の売買(投資決定)での会計の役割と、信認関係における会計の役割の相違、すなわち投資判断のための有用性(情報・予測)と信認義務に不可欠の倫理性(忠実性、良心・公正)との本来的相違である。

こうして、以上の点を前回議論した1階の会計と2階の会計の図表を重ねてみれば、下の表に示すように、2つの会計のあり方の相違もよく見えてくる(補注4)。そして、第2回では2つのタイプの実証分析に触れたが、今日主流である会計情報の価値関連性(レリバンス)分析は、証券市場を中核におく2階の会計での実証分析にはかならないこともみえてくる。さらに、第3回では現代会計の歴史性(歴史的位置)に触れたが、2階の会計(とりわけディスクロージャー制度)は、歴史的には1階の会計よりもずっとあとで登場していることもわかるだろう。まさに、1階あってこそその2階なのである。

※補注

1)インフォームド・コンセント(IC)の問題性は、水野隆『インフォームド・コンセント』(中央公論新社,1990年)が参考になる。そこではICの“アメリカ的暴走(行きすぎ)”をチェックするとともに、日本版IC(日本特有の「説明と同意」の導入)の必要性を強調しているが、そこに現代の会計世界、とりわけ日本の会計制度が抱える問題(IFRS対応、連単問題など)との類似点を見る思いがする。

2)会社法での取締役の責任には善管注意義務にとどまらず忠実義務(無過失責任)が課されるが、これが信認義務からきている点が重要である。詳しくは、イギリス法の歴史も含めて、拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点」(『駒澤大学経済学論集』2006年3月)参照。

3)契約と信認の基本的相違は、樋口範雄『フィデューシャリー[信任]の時代』(有斐閣,1999年)が参考になる。特に、受託者の帳簿具備義務(第6章)は会計の本来的あり方に通じる。医者患者間(他にも後見人・被後見人など)の関係を契約法理とは異なる信認法理を立てる必要性は、医療訴訟など医療世界の現状をみても、きわめて重要といえる。そして、その法理の視点は現代の会計世界にも当てはまる。

4)前回の図表1にあわせて全体の土台ともいえる1階に網掛けをしている。また、前回の補注でも述べたように、会計上は中2階的位置(1階と2階の交錯)の存在を考慮すると、全体が一層よく見えてくるだろう。

ちなみに、監督官庁からみれば2階の会計が金融庁主導といえば、1階は経産省や国税庁(および中小企業庁)となる。この点は、例えば経産省の企業財務委員会中間報告書(2010年4月)のなかにも見られる(連載「現代会計時評」第15回「市場・企業・社会と会計」本誌2012年7月23日号, No.3074参照)。

なお、表の利用者(投資家)中心観と会計プロセス中心観との対比は本連載の第1回「衣装哲学と会計の本質」(本誌2013年1月28日号, No.3099)参照。

※次回は別の視点すなわち「不確実性の経済学」の視点から、2つの会計の基礎とそのあり方の相違をまた別の形で示してみたい。

表：1階の会計と2階の会計—2つの会計の基礎とあり方の対比—

2階 (会社=モノ)	株主→会社(所有2), 所有(金融)資本家; 市場法(金商法), 自由契約, 投資判断, 自己責任, フェア(fair, 市場); 投資判断(取引法)会計, 投資判断の有用性, 予測と情報, 金融中心指向, 利用者(投資家)中心観
1階 (会社=ヒト)	会社→財産(所有1), 機能資本家; 組織法(会社法), 信認, 高度な忠実義務, 信頼・良心・正義・公正; 信認義務(受託責任)会計, 信認義務と倫理性, 実物(現実資本)中心指向, 会計プロセス中心観